

豪州の投資環境調査

戦略的資源確保事業〔投資環境調査〕(2)

金属企画グループ調査チーム チームリーダー **西川 信康**
nishikawa-nobuyasu@jogmec.go.jp

豪州は世界を代表する鉱業国の一つであり、広範な鉱物資源の主要供給国である。豪州の鉱物及びエネルギー資源の主要な輸出市場はアジアであり、2002～2003年には、特に日本、韓国、及び中国向けが全輸出高の43%を占めた。2004年3月、豪州の鉱物輸出額は126億ドルであった。

鉱業は豪州の輸出収入において大きな割合を果たしており、2003～2004年には、製品輸出の46%を占めた。また鉱物及び石油資源産業は、豪州のGDP6,400億ドルの約9%となっている。

豪州の探鉱、採鉱事業の成功は、質の高い地球科学データベース、情報システム、強力な法律体制、鉱区管理システム及び良好な投資環境等で支えられている。こうした支援システムの価値は、豪州が常にカナダのフレイザー研究所等による世界の投資環境調査で高く評価されている事実や、世界の探鉱に一定の割合(約16%)を占めている事実に反映している。

ここでは、本年10月に発刊予定である「豪州の鉱業投資環境」レポートの調査項目の内、豪州の投資拡大に寄与している地球科学データベース、鉱区管理システムの概要を紹介するとともに、昨今、豪州の資源開発投資に懸念材料を与えている先住権問題について概説する。

1. 政府の役割と責任

豪州の政治制度は、連邦政府、州政府(6州、1準州及び首都特別区)、地方政府の3層構造から成り立っている。豪州の憲法の下では、鉱物資源は個人ではなく国家に帰属すると定められているが、政府自体は商業的な探査や開発に関与しない。

連邦政府、州政府、地方政府のそれぞれの役割は以下のとおりである。

連邦政府

国家的な政策の決定 - 国庫歳入、財政、税制
外国投資のガイドライン
移民
競争政策
貿易と税関
企業法
国際協定
先住民の土地所有権

州・準州政府

鉱物資源開発権の管理と分配
基本的土地管理政策
操業規制 - 環境衛生及び労働安全、

鉱物生産税(ロイヤルティ)の徴収

地方政府

地方開発計画の立案及び地域社会政策

2. 地球科学関連情報

鉱業界と政府のイニシアチブによって、多数の競争前地球科学情報(pre-competitive geoscience data)をインターネットを通じて自由に入手することが可能である(そのほとんどがダウンロード可能な形式)。すべての州・準州には、鉱物資源の探査活動を支援するための地球科学データを作成、提供する機関がある。Geoscience Australia(GA)は、地球科学、地理分野の研究を行う連邦政府の公的機関で、連邦政府産業観光資源省に属している。Geoscience Australia(GA)は、2001年10月にthe Australian Geological Survey Organisation(AGSO)、Australia's national mapping agency(AUSLIG)が統合され設立された。AGSOの前身であるBureau of Mineral Resources(BMR)は1940年代に設立されており、Geoscience Australiaのデータベースには、1940年代以降の初期データを含む情報が含まれている。

Geoscience Australia の主な所管範囲は以下のとおりである。

- ・ 豪州大陸周辺海底の有望海盆の確認及び調査ならびに探鉱投資促進
- ・ 全国地球科学マップ、データベース、情報システムの構築
- ・ 鉱物資源に関する広域地質調査
- ・ 鉱物資源に関する土地使用計画と管理への助言
- ・ 鉱物資源探査促進

2 1. 全国地球科学協定 (National Geoscience Agreement : NGA)

各州・準州政府は、永年にわたる協力体制を基礎として、2000年に全国地球科学協定を策定し、鉱物資源の探査のための競争前情報 (pre-competitive information) の収集と提供を行っている。NGAは、the Ministerial Council for Mineral and Petroleum Resources (MCMPR) の分科会である the Chief Government Geologist Committee (CGGC) が監督している。Geoscience Australia (GA) もこれに参加するとともに、一部の州の地質調査所の諮問委員会 (geological survey advisory committee) や役員会のメンバーになっている。

Geoscience Australia による鉱物資源の研究計画は、探査関係企業、各州・準州の NGA 関係者の広範囲な協議によって策定される。協議は、各企業の探鉱部門担当者、主任技師や、新興探鉱企業関係者によって各企業レベルで行われ、最終的に Geoscience Australia は、地質情報の不足によって探鉱活動が大幅に滞る原因となる重要領域を特定する。こうした地質情報の不足は、連邦、州・準州各政府の優先政策と関連付けて検討され、必要なプロジェクトリストが作成される。これをもとに、目標設定、成果物、必要資源を特定するために NGA パートナーとの協議が行われる。個々の関係者の協力内容、インプット、アウトプットを規定する実行計画が策定され、Geoscience Australia と関連州・準州関係者によって正式に署名同意される。

NGA の下で行われるこれらの作業は、毎年 CGGC によって検討され、承認され、その結果

は、鉱物資源探鉱に関するフォーラム等の場で、鉱業界、政府、関係コミュニティの利用のために公開される。

2 2. データベース

Geoscience Australia 及び州・準州の関連機関によって構築されたデータベースの大部分はインターネットを通じてアクセスが可能である。近年は NGA の一端として、統合、合理化が進められ、個々の組織が収集した膨大なデータベースへのアクセスが可能になった。こうした動きの目的は、インターネット上に一つの地球科学ポータルサイト (Geoscience Portal) を創設し、これを通じてほとんどの情報を入手できるようにすることである。このポータルサイトは、既に Australian Spatial Data Directory (ASDD) として運用されており、この中に、既存のデータも取り込まれることとなっている。Geoscience Australia のデータベースの詳細は、<http://www.ga.gov.au> を参照。

3. 鉱区管理

鉱物資源及び石油資源の開発のための基本的な支援政策の内容は、鉱物石油資源閣僚評議会 (the Ministerial Council for Mineral and Petroleum Resources : MCMPR) によって定められる。MCMPR は、鉱物資源及び石油資源の持続的発展を促進し、国益を増進することである。

MCMPR は、2001年6月に前身の豪州ニュージーランド鉱物石油資源カウンシル (Australian and New Zealand Mineral and Energy Council : ANZMEC) の鉱物資源及び石油資源開発 (上流) 部門を引き継ぐために、Council of Australian Governments (CoAG) によって設置された。MCMPR は、連邦産業観光資源大臣及び各州・準州の鉱物石油担当大臣で構成される。

3 1. 鉱物資源探査アクションアジェンダ

鉱物資源探査アクションアジェンダ (以下アクションアジェンダ) は、MCMPR の新しい所管事項で 2004年7月に開始された。

アクションアジェンダは、連邦下院工業資源委員会が実施した探鉱阻害要因調査（Resources Exploration Impediments：通称The Prosser Report）に続いて開始された。アクションアジェンダは、豪州における鉱物資源及び石油資源の探鉱活動を阻害する要因について調査を行ったもので、以下の内容を含んでいる。

（１）土地アクセス戦略

先住権、文化遺産、自然遺産及び持続可能な発展に関し、利害関係者と効果的な関係を維持し、産業、地域社会、政府に効率性と確実性を提供する。

（２）財務戦略

探鉱資金の調達に影響を与えている最近のグローバルな経済情勢及び鉱業界の構造的変化についての検討、探鉱投資資金、特にグリーンフィールド向け探鉱投資資金を豪州内外で調達する企業の効率的競争に対する阻害要因を検討する。

（３）競争前地球科学戦略

全国的なプロトコル、標準、システムによる競争前地球科学情報の改善を通じて、望ましい探鉱投資及びコスト効率による鉱物資源発見を促進する。

（４）人材育成及び知的資本戦略

探査分野の継続的技術革新を支援するための、政府及び民間による研究開発体制を維持する。

（５）実行戦略

アクションアジェンダ実施のための業界団体を設立する。

3.2. 鉱業法

豪州の鉱物資源の所有権は、国民の代理としての連邦政府及び州・準州政府に帰属する。探鉱権及び探掘リース権は、一般地域社会の代理人として州・準州政府によって、事業者に許可される。それぞれの各州・準州政府の使用するプロセスや用語は多少異なっているが、豪州全国を通じて、環境保護・保全及び開発目的等の必要要件に対する要求レベルに大差は無い。

鉱物資源の管理、開発権リース等は各州・準州政府機関の所管事項である。各州・準州政府は、各州の鉱業法及び行政システムの概要をまとめたガイドブックを発行している。各州にはそれぞれの鉱業法が制定され、探査権のライセンス、探掘権リースの許可、その他土地所有者の権利を保護する内容を含んでいる。また各州・準州はその他の関連法規（先住権法、環境法等）を制定しており、探査、開発事業を始める前にこうした法体制を検討する必要がある。

3.3. 鉱業活動許可のためのプロセス

鉱業開発には、下記のような三つの基本的な段階がある。

初期探鉱

精密探査/評価（通常保持権の下に実施）

実際の鉱山開発及び操業

探査のための土地アクセスについては、各州・準州政府に直接問い合わせる必要がある。各州・準州には、環境問題、都市開発計画、先住民所有地等により探査事業が制限される場合があるが、通常は、事業者が関連する法規の必要条件を遵守すれば探査権は認可される。

3.4. 初期探鉱権のライセンス

多くの州・準州は、探鉱ライセンスまたは探鉱許可の申請の対象となる探鉱方法や予算の詳細を記載した作業計画書の提出が必要である。作業計画書は、所管大臣が、申請者が探鉱計画を実行するだけの十分な資金及び技術力を有すると認定できるものでなければならない。所管大臣は特別な条件または制限を課する権限を有している。

（１）一般市民の参加、公告及び補償

クィーンズランド州を除いて、申請後に探鉱権申請があったことを一般市民へ公告することとなり、一般には州政府の官報または地元紙に公告を掲載する。クィーンズランド州では、申請前に、土地所有者への通告及び所有者の許可に関する規定がある。また同様にニューサウスウェールズ州でも事業者は探鉱事業を開

始する前に土地所有者と土地アクセスに関する同意（必要であれば鉱業監理人（西オーストラリア rden）による調停、アクセスアレンジメントが必要）を得る必要がある。

すべての州・準州において、申請者は土地所有者に対して、地表へのダメージ、土地へのアクセス権利の制限、土地へのアクセス妨害、土地内の構造物その他の資産のダメージに対する補償金を支払う必要がある。補償金の金額は鉱物資源の価値に関係するものではない。州によっては、Security Deposit または私有資産ボンド（Private Property Bond）を徴収し、土地使用によるダメージに対する補償金の確実な支払いを確保している。西オーストラリア州、ビクトリア州、南オーストラリア州及びニューサウスウェールズ州では、土地使用の制限、収入の損失及び社会的影響等に対する補償も必要である。

すべての州・準州において、土地所有者は諸権利の許可に対して異議を申し立てることができる。

（2）鉱区の面積

多くの州・準州政府は、探鉱許可対象地域を経緯線網単位（graticular unit：経度1分×緯度1分）を基準としている。経緯線網単位の1ブロックは、経度5分×緯度5分、つまり25ユニットとなる。探鉱権許可の対象となる最大規模は申請者によって1から100ブロックとさまざまである。すべての州・準州で、所管大臣が申請書が有効であると判断した場合は、より大きな面積の許可が可能である。ユニットは「サブブロック」とも呼ばれる。

（3）許可期間

探鉱権許可期間は、一般的には2年ないし6年で、更新時に面積を減じ（Relinquishments）なければならない。所管大臣は特別な場合、この条件を変更することができる。一般的に、更新時の減区面積は、当該探鉱権許可面積の1/2である。探鉱権申請のための申請料金は州・準州によってさまざまである。

3 5. 評価リース/保持ライセンス

この種の権利には、評価リース（Assessment Lease）、保持ライセンス（Retention License）

探鉱保持ライセンス（Exploration Retention License）、つなぎ権利（Bridging Title）、鉱物開発リース（Mineral Development Lease）等がある。これらの権利によって、探鉱権者は実際の採掘作業を開始しなくても権利を保持することができる。

探鉱権保有者は、探鉱調査の大半が終了しているが、鉱床開発を行うことが十分に経済的ではないと考える場合、評価リースを申請することができる。これは、一般的な経済情勢、鉱物資源価格の低迷、マーケット条件の悪化、抽出技術改善の必要性等の原因に起因する場合もある。評価リースによって、企業または個人が前述のような問題に対する調査、検討、FS調査を行う間、その鉱区に対する権利を保持できる。この間、鉱山計画、レイアウトの開発、環境影響評価の検討を実施できる。

3 6. 採掘リース

ほとんどの州・準州で、誰でも採掘リースの申請をすることができるが、許可済みの探鉱権または保持リース権の保有者が優先される。申請者は、鉱山開発計画プロポーザルの概要を提出しなければならない。州によっては、申請者はMiner's Rightを保有している必要がある。採掘リース権利の取得料金はさまざまであり、許可期間、一定または無期限である。

タスマニア州を除く全州で、採掘開始申請のための公告が必要であり、一般に政府官報または当該地域の地方紙に掲載される。タスマニア州では、申請者は採掘計画対象鉱区の区画に公式な申請標識を設置しなければならない。

採掘申請書を提出する際、申請者は土地所有者や使用者を含め、一般社会に公告する必要がある。すべての州・準州において、採掘リースの認可に対し異議申し立てを行う規定が制定されており、場所によっては地域コミュニティーでの公聴会に関する規定もあるタスマニア州で異議申し立てができるのは、対象となる土地の利害関係者が私有地所有者である。

ほとんどの州で、採掘作業が私有地にある居住地またはその他の利用地の周辺100m～200mの範囲（南豪州州では400mの範囲）で行わ

れる場合、事前に、私有地の所有者または使用者の同意が必要となる。一般的に、採掘作業のための補償金の金額は、探鉱ライセンス申請の場合と同様な基準で支払われる。

4. 先住民問題

4.1. 土地の所有及び使用形態

豪州における先住権の問題を理解するためには、まず土地の所有及び使用形態を理解する必要がある。豪州では、大きく、政府所有地（Crown Land）、民有地（フリーホールランド、Freehold Land）、放牧リース地（Pastoral Lease）、アボリジニ所有地等に分けられる。放牧リース地は、政府保有地を放牧事業者がリースし使用する制度で、1846年から開始され、現在では全豪州の44%という広い範囲を占めている。

これに対してアボリジニ所有地は、先住民であるアボリジニが私的所有権として所有している土地であり、豪州では主に南オーストラリア州及び北部準州に存在する（図参照）。具体的な例では、世界遺産にも指定されているウルル（エアーズロック）や、ニッケルの新しい鉱化作用が発見され注目されているMusgraveブロックの南オーストラリア州及び北部準州部分はアボリジニ所有地の中に存在している。また西オーストラリア州では、政府所有地をアボリジニの伝統的使用目的にリースしており、こうした土地はリザーブ（Reserve）と呼ばれている。

4.2. 先住権とアボリジニ所有地

(1) 先住権の存在する土地

豪州では1992年のMabo判決によって、先住民であるアボリジニが伝統的な土地とのつながりを持つとする先住権の存在が初めて認められ、これに基づいて1993年に先住権法が制定された。先住権法では、先住権は未利用の政府所有地及び放牧リース地内にある土地や水域等に存在できるとされている。私的保有されている耕作用の農業用地や住宅用地、ならびにインフラ用地、公共機関用地等では先住権は消滅しているとされている。1996年のWik判決において、放牧リース地に先住権が存在する可能性

があるとする判決がなされている。

(2) アボリジニ土地所有地

アボリジニ所有地では、法的には先住権は消滅しているが、その代りに、アボリジニによるより強い土地所有権が認められている。アボリジニ所有地は、南オーストラリア州では1966年に、北部準州では1976年に制定された法律に基づいて設定されている。このことは豪州の一部では、1992年のMabo判決より以前に、アボリジニの権利を認める法的な制度が設定されていたことになる。その面積は、南オーストラリア州で約26万km²、北部準州で約59万km²、合計で約85万km²という広大な土地である。

4.3. 探鉱開発手続き

4.3.1. 先住権の存在する土地における探鉱開発権の申請

一般に、探鉱活動は先住遺産に大きな影響を与えないと考えられることから、探鉱権申請を公告し、先住民等から異議申し出がなければ探鉱権が承認される簡略プロセス（Expedited Procedure）が適用される。もし異議申し出が行われた場合、当事者が交渉によって解決するか、連邦先住権調停機関（NNTT）が仲裁する交渉権プロセス（Right to Negotiate：RTN）が適用される。

また、先住権保有者側との交渉を迅速に行うために、あらかじめ包括的な合意を設定しておく先住地使用合意（ILUA）というプロセスも適用される。ILUAは、あらかじめ、先住権保有者側と探鉱開発者側との取り決め事項等を含んだ標準合意のようなものを策定しておくもので、交渉時間を短縮する効果があり、一部の州政府は鉱物資源賦存の可能性の高い地域において優先的にILUAを設定する政策をとっている。

いずれにしても、先住権法上の制度の主旨は、開発と伝統的遺産の保全の両立を図ろうとするもので、先住権保有者側に探鉱開発権の許認可手続きを止める権利は与えられていない。交渉権プロセスにおいて、当事者である先住権保有者、探鉱開発実施者は誠実に（good faith）交渉に臨まなければならないとされている。以下にその手続き方法を概説する。

(1) 公告

州・準州の所管官庁は、計画されている開発事業の権利を許可する予定があることを公告する。州・準州によっては、鉱区権申請者が申請内容を、官報やアボリジニの新聞等に掲載することを義務付けている場合もある。

公告において、所管官庁は、該当事業に対して迅速プロセス(Fast-tracking)を適用する予定であるか否かについても言及する必要がある。先住民が対象地域において先住権を保有していない場合、彼らは連邦裁判所に対して3か月間以内に先住権申請を行う必要がある。

(2) ファストトラッキング(簡略プロセス)

申請対象事業が小規模で土地に対するダメージが最小限に保たれる場合、州・準州政府は簡略プロセスを採用することができる。通常簡略プロセスは探査及びプロスペクティング(小規模探査)にのみ適用される。

簡略プロセスの適用に対して意義申し立てがない場合、探査権は許可される。先住権関係者から簡略プロセスに対して意義申し立てがされた場合、これを受けて予備的交渉(Preliminary)が始まる。NNTTは、これらの交渉を支援することができる。交渉後、先住権申請者が簡略プロセスを適用することに合意した場合、意義申し立ての取り下げができ、探査権は許可される。もし関係者が簡略プロセスを適用しないことに合意した場合、正式な交渉プロセス(Formal Negotiations)に入る。適切な期間内に合意に達しなかった場合、意義申し立ての判定はNNTTで審理される。検討後、NNTTは以下のいずれかの裁定を行う。

1. ファストトラッキングが探査権に適用される：異議申し立ては却下され探査権は許可される。
2. ファストトラッキングが探査権に適用されない：この場合、関係者は正式交渉へ入る。

(3) 正式交渉(Formal Negotiation)

簡略プロセスが適用されない場合、関係者は

州・準州による交渉過程に参加しなければならない。関係者はNNTTまたは中立的であると合意された組織に調停を行うよう要求することができる。南オーストラリア州では、中立的組織として環境資源開発裁判所(ERD)が仲裁を行う。参加者が許可に必要な合意書を作成することができる場合、合意事項を遵守することを条件に探鉱権は許可される。公告日から6か月以内に合意に達しない場合、すべての参加者はNNTT又は中立組織が仲裁に入ることを要求することができる。

(4) 仲裁

仲裁機関は、仲裁の開始日から6か月以内に、探鉱開発権を許可する、条件付で許可する、あるいは許可しないのいずれかの判断を行わなければならない。連邦大臣は判断決定プロセスに対する干渉または異議申し立てを2か月以内に行うことができる。

(5) 先住土地使用合意

先住権保有者側との交渉を迅速に行うために、あらかじめ包括的な合意を設定しておく先住土地使用合意(ILUA)というプロセスも適用される。

ILUAは、先住権関係団体及びその他の関係者間の、土地及び水域の使用、管理に関する自主的な合意である。先住権の存在に対する確定の判断がされる前の段階においてもILUAを適用することができる。ILUAは、その他の利害関係者が保持している権利、土地へのアクセス権、先住権の消滅及び補償等と共存しながら設定することができる。先住権法(1993)によると、ILUAの一部として補償又は支払いを受け取る権利がある先住権保有者は、ILUAによって定められている額を超える補償を、後に政府に対して申請することができない。

先住権法の下では、下記の3種類のILUAがある。

1. 代表法人合意 - 全合意領域において、確定済み先住権が存在する場合。
2. 領域合意(Area Agreements) - 全合意領域において、確定済み先住権が存在しない場合。
3. 代替手続合意 - 対象地域が、一つまたは複

数の確定済み先住権地域によって部分的にカバーされている場合。

ILUA の種類は関連する地域及び合意の内容によって異なる。合意の登録を確実に行うために、関係者は固有の状況に適した ILUA の種類を選択することが重要である。ILUA は最も実用的であり、関係者相互にとって有利な先住権問題の解決方法である。2004 年 10 月現在、豪州には 137 件の ILUA が登録されている(表 1)。

表 1 登録済みの ILUA

State	No of registered ILUA
New South Wales	4
Northern Territory	36
Queensland	82
South Australia	2
Victoria	11
Western Australia	2
Total	135
領域合意	120
代表法人合意	15

4 3 2. アボリジニ所有地における鉱業活動

アボリジニ所有地では、土地の私的所有権に近い強い権利が認められ、法的には先住権は消滅しているとされている。豪州において「先住権」という言葉が使われる場合、一般的にはアボリジニ所有地に言及していないことが多いことに留意する必要がある。特に、北部準州と南オーストラリア州において鉱業活動を行う際に、アボリジニ土地所有権が大きな問題となる。NT において、アボリジニ所有地は全面積の半分にあたる約 59 万 km² あまりを占めている。NT 州政府によると、この中における探鉱区申請件数は 525 件あり、このうち許可されたものは 214 件であるが、これと並んで、拒否権が発動され猶予期間（5 年間）に入っている事例が 124 件ある。

探鉱開発権の申請方法及び認可プロセスは、どちらの州・準州でも同様であるが、対象となる土地を所有する先住民土地信託「Aboriginal land trust」のみが許諾・同意に関する決定力を持っている。

アボリジニ所有地における探鉱・開発を行う場合、その州の一般的な鉱業法と先住民土

地法の二つの法律に従うことになる。北部準州ではそれぞれ鉱業法（NT）「Mining Act（NT）」と先住民土地権法（「Aboriginal Land Right 南オーストラリア ct（ALRA）」が、南オーストラリアでは鉱業法（南オーストラリア）「Mining Act（南オーストラリア）」と先住民土地ピッチャンチャラ/マラリング土地法「Aboriginal Land Pitjantjatjara/Maralinga Land 南オーストラリア ct」が適用される。探鉱権が許可されるためには、対象となる土地を所有している先住民が所属する先住民土地管理協会及び州の所管大臣の同意が必要である。先住民所有土地において探鉱事業を実施する場合、これに先立って探鉱権を申請する必要があるが、先住民所有土地における探鉱許可を得るための三つのステップは以下のとおりである。

ステップ 1：鉱業法「Mining Act」に従って申請を行う。これに対して州の所管大臣は事業者が鉱業法に従って交渉を行うことに対して同意する。

ステップ 2：該当する州の先住民土地法「Aboriginal Land Act」に従い、探鉱権申請者は対象となる土地を所有する先住民が所属する土地管理協会「Land Council」と交渉を行う。先住土地所有者は当該土地の一部、あるいは全体に対し、探鉱権申請を拒否することができる。先住民による拒否権が行使された場合、その後 5 年間は猶予期間（Moratorium Period）となり、探鉱開発に関する交渉を再開することはできない。但し、交渉が決裂してから 2 年後に、所管大臣の同意の下、土地管理協会は交渉を再開することができる。交渉が決裂して 5 年経てば探鉱権申請者は、土地管理協会と交渉再開ができるが、この場合、申請者は 30 日以内に新たな申請書を土地管理協会に提出する必要がある。申請者は探鉱権の許可を得た後、さらに探掘権リースの申請を希望する場合は、ALRA 法による土地管理協会からの同意を得る必要はないが、同法 46 条に従い土地管理協会と鉱業協定（mining agreement）を結ばなければならない。

ステップ 3：鉱業法に従って探鉱権の許可ま

たは不許可を決定する。探鉱権許可の条件がそろっているか否かによって所管大臣が決定する。

4.4. 留意事項

先住権法においては、先住権の設定と探鉱開発に対し、一定のプロセスを確立しているものといえる。先住権法の精神は、探鉱開発を阻害するものではなく、むしろ両者の調和を図るものといえる。これに対してアボリジニ所有地においては、先住権は消滅しているものの、拒否権があり、探鉱開発を阻害している可能性がある。またアボリジニ所有地に対する連邦政策の

対応も異なっている。豪州における「先住権」に関する資料や文献において、アボリジニ所有地についてはまったく触れられていないことがあり、先住権問題を考える場合、こうした点に留意する必要がある。

おわりに

以上、本年10月に発刊予定の「豪州の鉱業投資環境」レポートの一部を紹介した。本調査は、JOGMECシドニー事務所が地元コンサルタントの協力を得て実施したもので、詳細は本オリジナルレポートを参照いただきたい。

(2005.8.31)

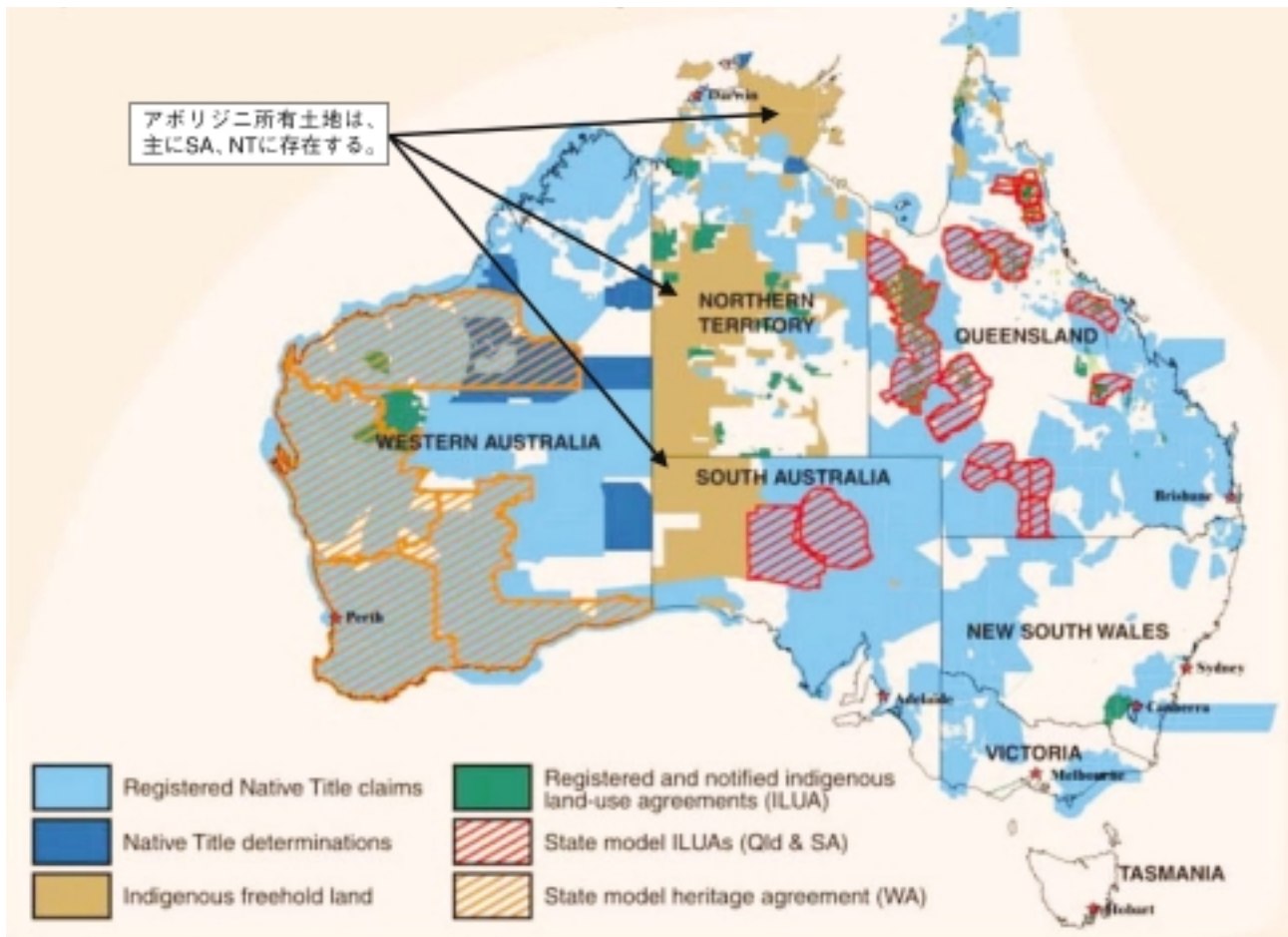


図 豪州先住権関係状況 (WA 州政府、2004)